

あなたの疑問に答えます

～部落差別の解消をめざして～

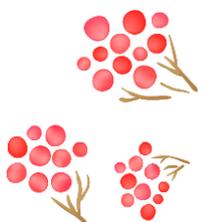
あなたの
疑問に
答えます





目次

はじめに	1
人権ってなんだろう？	2
部落問題ってなんだろう？	2
表記について	3
大東市部落差別(同和問題)に関する市民意識調査から 皆さんの疑問にお答えします。.....	4
第1章 部落問題について.....	12
1 部落問題とは、どのような問題なのでしょう。.....	14
2 インターネットの普及で 部落問題がどのように変わってきたのでしょうか。.....	22
3 被差別部落は閉鎖的なのか？	25
4 そっとしておけば部落差別はなくなる という考え方をしている人もいますがどうしてでしょう。.....	27
5 部落問題が近・現代の 問題といわれるのはどうしてでしょうか。.....	29
6 部落差別の歴史からの学びについて	32
第2章 部落問題の解決に向けて	36
1 部落問題の解決のために、国はどのような施策を行っていますか。.....	38
2 部落問題の解決のために、教育・啓発はどのような役割を果たすのでしょうか。.....	41
3 市民の一人として、部落問題をどのように考えることが大切でしょうか。.....	44
この冊子を読んで振り返り、みんなで考えよう.....	45
参考資料.....	46





はじめに

2016(平成 28)年 12 月「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法) P51 参照」が施行されました。そこには、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変化が生じている」と明記されています。特に、インターネットの悪用による部落差別の問題も指摘されており、国や地方自治体には、差別解消に向けた教育・啓発の推進や、相談・調査の実施が求められています。こうした背景のもと、本市では教育・啓発を推進し、相談業務の充実にも力を入れています。そして、令和 6 年度には「大東市部落差別(同和問題)に関する市民意識調査」を実施しました。

本冊子は、その調査の結果を踏まえ、市民の皆さんが疑問に感じていること、知りたいこと、そしてぜひ知っていただきたいことをまとめたものです。最後までお読みいただき、部落差別の解消に向けて活用していただければ幸いです。

本冊子の使い方

1. 正しく理解したいときに

「部落差別」を知っていますか？部落差別は過去の問題ではありません。「なぜ今も差別する人がいるのだろう？」と考え、人権感覚を持って学んでいくことが大切です。

この冊子では、大東市のマスコットキャラクター「ダイトン」と人権啓発ネットワーク大東[※]のマスコットキャラクター「はぴくる」が皆さんと一緒に学んでいきます。

2. 一問一答(Q&A)で分かりやすく

本書のはじめに、令和 6 年度に実施した大東市部落差別(同和問題)の市民意識調査で判明した、部落問題への疑問を簡潔にまとめています。

3. さらに理解を深めるために

本書はじめの一問一答(Q&A)からもっと理解を深めたいときは、回答(A)の最後に記載しているページにジャンプしてもっと知ることができます。

※ 人権啓発ネットワーク大東とは：

一人ひとりが人権意識を高め、お互いの人権が認め合えるよう、市民の皆さんと教育委員会と大東市とが協力し合いながら、人権啓発活動を積極的に行い、人権尊重のまちづくりをめざす市民協働の人権啓発団体です。

市制施行 55 周年を記念して、平成 23 年に公募・市民投票を経て誕生しました。市の PR を中心に、元気いっぱい活動しています。



令和 5 年度に市民公募で誕生しました。みんな幸せに過ごせるようにと願いが込められたキャラクターです。

大東市
マスコットキャラクター
「ダイトン」

人権啓発ネットワーク大東
マスコットキャラクター
「はぴくる」





人権ってなんだろう？

皆さん「人権」と聞いて、どんなことを思い浮かべますか？

人権は「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」のことです。誰もが平等であり、どんな環境に生まれても、どんな性格でも、それぞれの生き方を大切にしていいたよってという考え方なんです。例えば、友だちに自分の意見を話したり、好きなことに挑戦したり、安心して毎日を過ごしたりすること。それができるのは、人権が守られているからです。

一方で、今の時代は SNS やインターネットが発達したことで、知らないうちに誰かを傷つけたり、自分が傷つけられたりすることもあります。「悪口を言われて落ち込んだ」「自分らしくいるのが怖くなった」、そんな経験はありませんか？

人権は、自分だけのものじゃなく、みんなのもので、だからこそ、「自分のことを大切にすること」と同じくらい、「相手を大切にすること」も重要です。お互いを尊重し合うことが、よりよい社会をつくる第一歩になります。

正しく知ることは
大事だね！



気づくことで
未来が変わるよ！

部落問題ってなんだろう？

部落問題という言葉を知っていますか？

これは、昔の日本の社会で生まれた偏見や差別が、今も形を変えて残っている問題のことです。「昔のことだから自分には関係ない」と思うかもしれませんが、ですが、本当にそうでしょうか？

例えば、「あの地域の人はこちらだ」とか、「家柄や出身がどうこう」といった話をよく知らないまま信じたり、何気なく口にしたりしたことはありませんか？それが、知らないうちに差別を広げることにつながることもあります。

今の時代、SNS やインターネットには、事実ではない情報や、差別を助長するような発言がたくさん流れています。それを鵜呑みにして拡散したり、面白がって人をからかったりすると、自分では気づかないうちに誰かを深く傷つけてしまうことがあります。もし、自分がそんな扱いを受けたら、どう感じるでしょうか？

部落問題について知ることは、「そもそも差別とは何か？」を考えるきっかけになります。大切なのは噂や偏見に流されず、正しい知識を持つこと。そして、自分の言葉や態度を見直すことです。すべての人が安心して暮らせる社会をつくるために、一緒に考えてみませんか。





表記について

この冊子は、2016(平成 28)年 12 月に公布、施行された「部落差別解消推進法」に基づき、「部落差別」の解消をめざすために作成するものです。

この冊子の中で用いる部落差別等に関する記載は、下図を参考にしてください。

なお、支障のない限り「部落問題」「被差別部落」「部落差別」と統一して記載しています。

問題の呼び名

部落差別により生じる社会的問題のこと

- **部落問題**
- 同和問題(行政用語)
 - ※ 部落差別により生じる社会的問題を同和問題と呼ぶこともありますが、同和問題は主として行政が用いてきた用語で、部落問題と同じです。

地域の呼び名

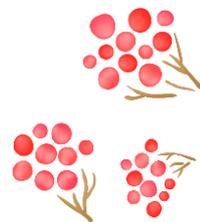
部落差別の対象となる地域のこと

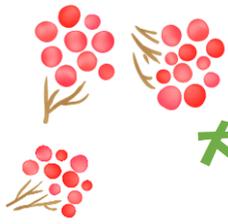
- **被差別部落**
- 同和地区(同和対策事業特別措置法:対象地域)
 - ※ 同和地区という用語もよく使用されますが、これは同和対策事業の実施対象として行政が指定した被差別部落のことをいいます。なお、同和地区に指定されていなかった被差別部落も多くあります。

差別の呼び名

部落、部落出身者に対する差別のこと

- **部落差別**
 - ※ 部落差別解消推進法でも部落差別という用語が使用されています。





大東市部落差別(同和問題)に関する市民意識調査から 皆さんの疑問にお答えします。

市民意識調査から
みえてきたことが
いっぱいあるね。
そこから気づいた
ことを一緒に考え
てみよう！

皆さんの疑問に
Q&A 形式で答え
るよ！
すぐ読めるように
まとめたから
ぜひ見てね！





一問一答 Q&A

- Q1. 部落差別って今も残っているの？
- Q2. 「同和地区」って聞くと、「閉鎖的」というイメージをもつ人がいるの？
- Q3. 家の購入や引っ越しの際、同和地区を避けるっていう人がいるの？
- Q4. 結婚に対しても、避けるっていう人がいるのかな？
- Q5. 若い世代ほど差別意識はなくなってきたのかな？
- Q6. そっとしておけば自然になくなるものじゃないの？
- Q7. 部落問題に関する誤解や偏見にはどういったものがあるの？
- Q8. 部落問題の歴史を学ぶことも大事なのかな？
- Q9. なぜ部落問題に関する市民意識調査を行う必要があったの？
- Q10. 大東市は市民に対して、どのような教育・啓発・研修をやっているの？





Q1 部落差別って今も残っているの？

A1.

大東市では市民向けの人権啓発・研修や、小・中学校での人権教育などに取り組んでいますが、残念ながら今回の市民意識調査では、部落問題についての誤った認識や根強い差別意識が浮き彫りになりました。

部落問題の解決や部落差別の解消のためには、まずそれらを正しく認識する必要があります。そうしなければ、部落差別に加担してしまう可能性もあります。

この冊子では、市民意識調査の結果の一部を紹介しながら、部落問題の現状や歴史についてもわかりやすく解説しています。部落問題をどう解決していけるのか、一緒に考えてみてください。

→もっと知りたい……………P.14～19へ



Q2 「同和地区」って聞くと、「閉鎖的」というイメージをもつ人がいるの？

A2.

今回の市民意識調査では「同和地区」と聞いたときのイメージとして、「やさしさ」「明るさ」「周辺との行き来」の3つの項目で尋ねました。

「どちらともいえない」という回答が最も多いものの、「閉鎖的」「暗い」「こわい」というマイナスイメージをもっている回答が3分の1から半数ほどあり、実際の被差別部落のありようとはかけ離れたイメージをもつ市民が多いことがうかがえます。

テレビや新聞、雑誌などのマスメディア、さらには教育や啓発においても部落問題が取り上げられることが少ないことや、インターネットでの誤った情報、差別情報も影響していると思われます。

これらのマイナスイメージが居住や結婚に関する忌避(きらって避けること)や差別を肯定し、支える意識となっています。

→もっと知りたい……………P.25へ





Q3

家の購入や引っ越しの際、
同和地区を避けるっていう人がいるの？

A3.

新しい住まいを選ぶ際、同和地区内の物件を『避けると思う』（「避けると思う」と「どちらかといえば避けると思う」の計）という回答が 63.3%あり、忌避意識の強さがうかがえます。その理由として、「何らかのトラブルに巻き込まれたくない」（53.4%）や「自分や家族が差別されるかもしれない」（39.5%）などが挙げられます。

また、被差別部落に対するマイナスイメージや否定的な発言を聞いた経験をもつ人ほど忌避意識が強いという結果も出ています。

被差別部落の生活実態とはかけ離れたマイナスイメージを取り除いていくための教育や啓発が今後の大きな課題といえます。

→もっと知りたい……………P.15 へ



Q4

結婚に対しても、避けるっていう人がいるのかな？

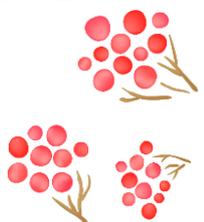
A4.

同和地区出身者との結婚の相談に対して、「自分の意思を貫いて結婚すればよいと言う」（37.2%）や「反対する家族を説得するなど、力になろうと思う」（14.8%）という態度が全体の半数近く見られます。

しかしその一方で、「結婚は慎重に考えたほうが良いと言う」（13.6%）や、「結婚しないほうが良いと言う」（2.3%）といった消極的な対応も見られ、結婚に関しても忌避意識が根強いことが明らかになりました。

ここでも被差別部落に関する「こわい」というマイナスイメージや「関わりたくない」といった否定的な発言を聞いた経験との関連が見られ、教育や啓発が大きな課題といえます。

→もっと知りたい……………P.17、26 へ





Q5 若い世代ほど差別意識はなくなっているのかな？

A5.

高齢者の部落問題に対する理解が低いという傾向はこれまでも見られましたが、今回の調査では若い年齢層でも理解の低さが目立ちました。

例えば、「結婚に関して、相手の出身が同和地区かどうか調べても問題ない」としたのは 18～29 歳が最も多く、「宅地の購入などの際にその場所が同和地区であるかどうか調べても問題ない」と考えるのは 30 歳代が最も多い結果となりました。

部落問題がどういうものか「知らない」という割合は 29 歳以下で 31.7%、30 歳代で 36.8%と割合が高く、学校での同和教育の経験の有無が影響していると考えられます。

また、若い世代の利用率が高いインターネットに関しては、「同和問題と関係のないSNSやWEBサイトを閲覧しているうちに、たどりついた」という割合が 29 歳以下では 80.0%、全体でも 66.7%もあり、誰もが意図せずとも誤った情報や差別情報にたどりつく可能性があります。

若い世代が誤解や偏見を抱き、部落差別に加担してしまうことのないよう、情報リテラシー（情報を見極める力）など、教育・啓発が今後の重点課題といえます。

→もっと知りたい……………P.19～24 へ



Q6 そっとしておけば自然となくなるものじゃないの？

A6.

今回の調査では「同和問題は自然となくなるから教育や啓発はしないほうがよい」という考え方に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答があわせて 32.2%ありました。この「寝た子を起こすな」という考え方も根強く存在しています。

一方、部落問題に関する誤解や偏見に基づく発言を直接聞いたという市民はこの5年間に限っても 35.5%にのぼり、その発言に反発や疑問を感じた市民は 12.7%にすぎません。

部落問題が自然となくなることはありえず、この考え方を肯定する市民が約3割もいることは、今後の教育・啓発の大きな課題といえます。

→もっと知りたい……………P.27 へ





Q7 部落問題に関する誤解や偏見にはどういったものがあるの？

A7.

今回の調査では、過去 5 年間に直接聞いた経験のある発言の中でも、「同和地区の人は生活の様々な面で優遇されている」が 23.1%と、最も多くありました。

1969(昭和 44)年から 2002(平成 14)年までの 33 年間、国の特別措置法にもとづき行われた同和対策事業は同和地区の劣悪な生活実態を改善し、周辺地域との間に見られたさまざまな格差を縮小することを目的とした事業で、同和地区住民だけを一面的に優遇するというものではありませんでした。

特別措置法が期限切れを迎えて 20 年以上が経過しているにもかかわらず、「優遇」のイメージがぬぐえずにいます。

部落問題に関する誤解や偏見は部落差別を再生産することにもつながるため、かつての同和対策事業の性格や時期などについての正しい認識が必要です。

→もっと知りたい……………P.27、31 へ



Q8 部落問題の歴史を学ぶことも大事なのかな？

A8.

同和対策事業に対する誤解については A7 で述べましたが、部落問題の歴史についても正しい認識が必要です。誤解や偏見により、差別に加担してしまうことも考えられます。

約 150 年前、近代化にともない身分制度を廃止した明治新政府の太政官布告(いわゆる「解放令」)により制度上、差別はなくなりました。しかしながら居住や結婚など、実際の社会生活においてはその後も差別が継続しました。今日の部落問題のはじまりです。

今回の調査では、数少ないものの、被差別部落に対する「プラスイメージ」として、これまで受けてきた同和教育の中で「部落の人たちのたくましさを感じた」(5.4%)という回答があります。また、部落問題の解決をめざした取組が教育や就労など、社会全体の発展にプラスの働きをしてきた歴史もあるのです。

→もっと知りたい……………P.32~34 へ





Q9 なぜ部落問題に関する市民意識調査を行う必要があったの？

A9.

インターネットなど情報環境の大きな変化により部落差別が形を変えて深刻になっていることもあり、部落差別解消推進法が2016(平成28)年に施行されました。この法律は被差別部落や地区住民を対象にしたものではなく、国民一人ひとりが部落差別についての理解を深め、部落差別のない社会を実現することを基本理念としています。

この法律はまた、地方自治体に対して教育・啓発を行う責務を定めていることから、大東市では、部落差別の解消に向けた取組として、今回、その基礎となる市民意識調査を実施し、市民の皆さんに協力いただきました。

調査によって見えてきた課題の解決にむけて、教育・啓発などに一層取り組んでいきたいと思えます。

→もっと知りたい……………P.1、44 へ



Q10 大東市は市民に対して、どのような教育・啓発・研修をやっているの？

A10.

大東市ではどこの自治体にも負けないほどの多種多様で、ボリュームのある人権啓発・教育の取組を積み重ねています。行政がリードするというよりも市民が主体的に関わり、人権の学びを「自分ごと」として受け止め、日常生活にいかせるようにするなど、創意工夫しています。

今回の調査では、「行政が同和問題に取り組むことが、かえって問題の解決を難しくしている」という意見を肯定する回答が4割弱ありました。部落問題に対するマイナスイメージの一つともいえますが、課題の一つとして受け止め、他の人権課題も含めた学校教育や市民啓発事業に一層励んで取り組んでいきたいと思えます。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

→もっと知りたい……………P.42~44 へ



第1章

部落問題について

ここからは
部落問題について
さらにくわしく
学んでいくよ。

歴史的な
背景や今どんな
問題があるのか、
一緒に見ていこう！



1 部落問題とは、どのような問題なのでしょうか。

部落問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、特定の地域に生まれ育ったという理由だけで、日常生活のさまざまな場面において差別を受ける基本的人権の侵害に関わる日本固有の重大な人権問題です。

日本国憲法は、第 14 条において、人種や性別、社会的身分などによる差別を禁止し、法の下での平等を保障しています。

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。



引用:日本国憲法第 14 条(法の下での平等)

歴史的背景として、明治維新後の 1871(明治 4)年 8 月、政府は太政官布告(いわゆる「解放令」)を發布し、身分制度を廃止しました。しかし、実際には差別がなくなることはなく、就職や結婚、生活における環境整備など、さまざまな面で社会的な差別や不平等が続いてきました。

現代では法的に身分差別は存在しないとされていますが、部落問題は形を変えながら以下にあげる差別として続いています。

- 土地に関わる差別
- 就職・採用に関わる差別
- 結婚に関わる差別
- インターネット等での差別投稿



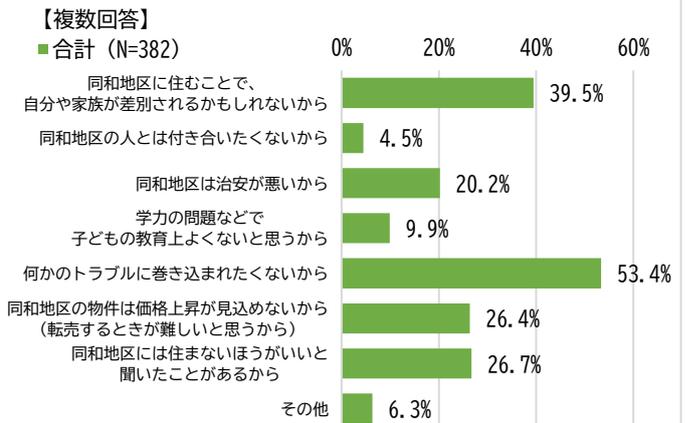
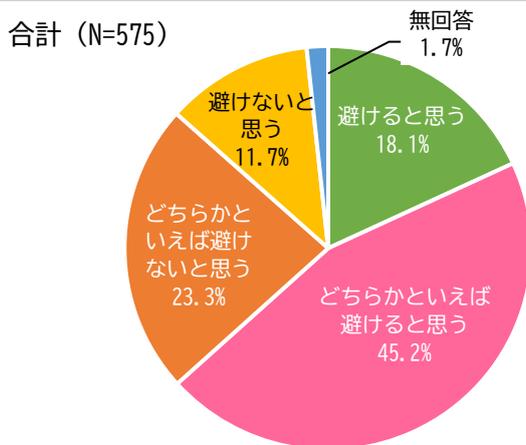
● 土地に関わる差別

新しい住居を選ぶときにその物件のある土地が被差別部落であるかどうか調査をし、問い合わせを行い、その土地が被差別部落であるという理由だけで「住まない、買わない」ということが今もなお、数多く起きています。

市民意識調査での、土地に関わる差別に関する問と回答をみてみましょう。

問 7 あなたが新たな住まいを選ぶ際、価格や交通の便などの希望条件に合致した物件が同和地区にあった場合、あなたはどのようにしますか。

問 7-1 問 7 で「1 避けると思う」「2 どちらかというと思える」と答えた方にお聞きします。
あなたはなぜそのように思うのですか。



(出典) 令和 6 年度大東市部落差別(同和問題)の市民意識調査結果報告書

「避けると思う」と「どちらかといえば避けると思う」を合わせた『避けると思う』の割合が高く 6 割を超えており、理由としても「何かのトラブルに巻き込まれたくないから」が最も高くなっていることから、今もなお被差別部落という土地そのものに対する忌避意識が高いことがわかります。

その土地が被差別部落であるという理由だけで購入しない、そこに住まないと決めることは、そこに住んでいる人たちを差別することにつながりますし、住んでいる人からすれば到底納得できることではありません。

住んでいる場所によって差別されることの不合理性を自分のこととして考えてみてください。

● 就職・採用に関わる差別

働くことは収入を得るだけでなく、社会とのつながりや自己実現をもたらす、人生において非常に重要な行為です。

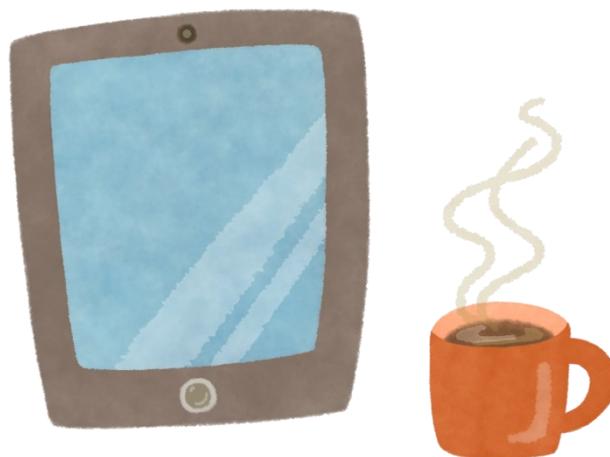
かつては、被差別部落出身であるというだけで不採用とされたり、採用後に出身が判明したことで不当な扱いを受けるといった適性や能力とは無関係な理由で職の機会を奪われてきました。

このような差別をなくすため、公正採用選考の仕組みが導入され、行政・教育・企業の実践により、応募者の適性や能力のみを基準に選考し、出身地や家庭環境といった個人的背景を採用基準に含めない方針を徹底してきたことにより、就職差別は減少していますが、差別のすべてが無くなったわけではありません。

就職差別は企業にとっても大きなリスクとなり、多様な人材を活かせない組織は、競争力を失うだけでなく、企業イメージの低下や法的な問題に発展する可能性もあります。逆に、すべての人の能力を正當に評価し、差別のない職場環境をつくることは、従業員の満足度向上や生産性の向上につながります。

近年企業等では、差別を減らすことだけでなく、年齢や性別、国籍、人種、教育、職歴、価値観などの違いにとらわれず、さまざまな人々が共存していく「ダイバーシティ：多様性」を重んじることが重要となっており、例えば、旧姓・通称の使用や、服装や化粧・髪型等の自由化などを取り入れているところがあります。また、一部公務員の職種等でも採用に関して「日本人限定とする」といった国籍条項を撤廃している自治体もあり、多様な人材が活躍できる環境を備えることが重要な課題となっています。

就職差別をなくし、多様性を認め合う社会を実現することは、個人の尊厳を守るだけでなく、すべての人が安心して働ける未来を築くための第一歩です。



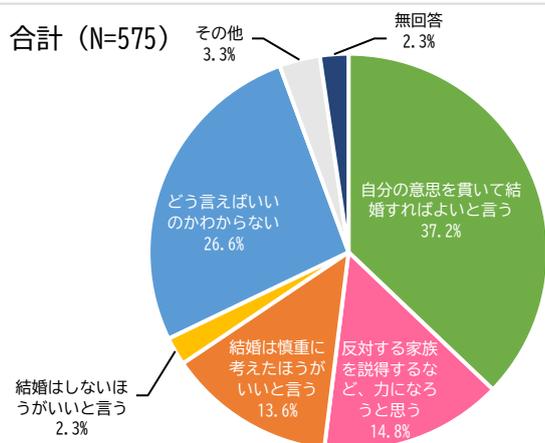
● 結婚に関わる差別

結婚は、人生の大きな節目の一つです。お互いの価値観や未来への思いを共有し、信頼と愛情のもとに新たな家族を築くことは、貴重でかけがえのない経験です。しかし、今もなお出身や家庭環境などを理由に結婚に反対するケースが存在します。

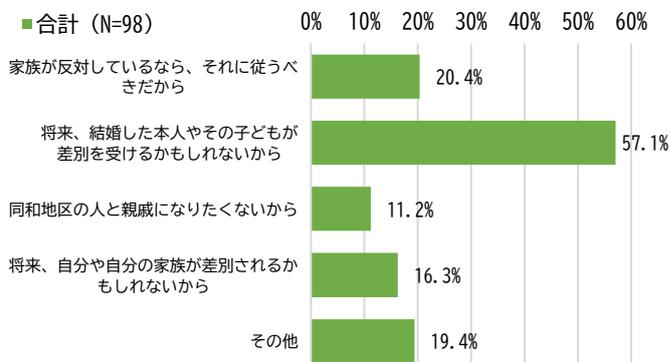
市民意識調査での、結婚に関わる差別に関する問と回答をみてみましょう。

問 8 結婚しようとする相手が同和地区出身者だという理由で、家族から結婚を反対されている親戚の A さんがいたとします。あなたがその親戚の A さんから結婚の相談を受けたとしたら、あなたはどのようにしますか。

問 8-1 問 8 で「3 結婚は慎重に考えたほうがいいと思う」「4 結婚はしないほうがいいと思う」と回答された方にお聞きします。それはなぜですか。



【複数回答】



(出典) 令和 6 年度大東市部落差別(同和問題)の市民意識調査結果報告書

結婚相手が同和地区出身者だということで、家族から結婚を反対されている親戚からの相談に対し、「結婚は慎重に考えたほうがいい」「結婚しないほうがいい」という意見が 1 割程度存在しており、その理由としては、相談者もしくはその子どもが差別の対象になることが半数以上占めています。

かつて、結婚相手の出身地や家系について身元調査を行ったり、誤解や偏見によって結婚を阻むような差別的な行為が行われていました。現在では多様性を認め合い、多くの人々が自由な選択を尊重するようになってきてはいますが、それでもなお、家族や周囲の無意識の偏見が影響を与えることがあります。

「知らず知らずのうちに持つてしまう偏見に気づくこと」、そして、「人を出身や家庭環境で判断しない姿勢を大切にすること」により、結婚しようとする人の選択を尊重し、誰もが安心して生きられる社会づくりに一步を踏み出すことが、差別のない未来への大きな力となります。

特に出身地を調べる「身元調査」が問題となっています。身元調査はプライバシーの侵害や差別につながる可能性があるため、人権侵害にあたります。身元調査は本人の知らないところで個人情報が入手されるため、本市では本人通知制度(事前登録型・被害告知型)を導入しています。

本人通知制度(事前登録型)とは？

本人通知制度(事前登録型)とは、住所・氏名・生年月日・性別などを表示する住民票の写しや本籍などを表示する戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対してその事実を通知する制度です。

大東市では、住民票の写しや戸籍謄本などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止などを目的に、本人通知制度(事前登録型)を導入しています。

【本人通知制度の流れ】



【登録の方法】

本人通知制度の利用を希望される方は、事前登録が必要です。
詳しくは、大東市市民課のホームページをご覧ください。



本人通知制度(被害告知型)とは？

「本人通知制度(被害告知型)」とは、住民票の写しや戸籍謄本などが不正に取得されたことが明らかになった場合、不正取得されたことを本人に通知し、不正取得の抑止や二次被害の防止を図る制度のことです。この制度は事前登録型と違い、判決等で不正取得が明らかになった場合や不正取得が行われていることが極めて高いと認められた場合に、本人通知制度による登録の有無に関わらず、その旨を本人(被取得者)へ通知するものです。

大東市では「大東市住民票の写し等の不正取得に係る被取得者への被害告知に関する実施要領」を制定し、令和6年5月1日に導入しています。

身元調査をなくすために

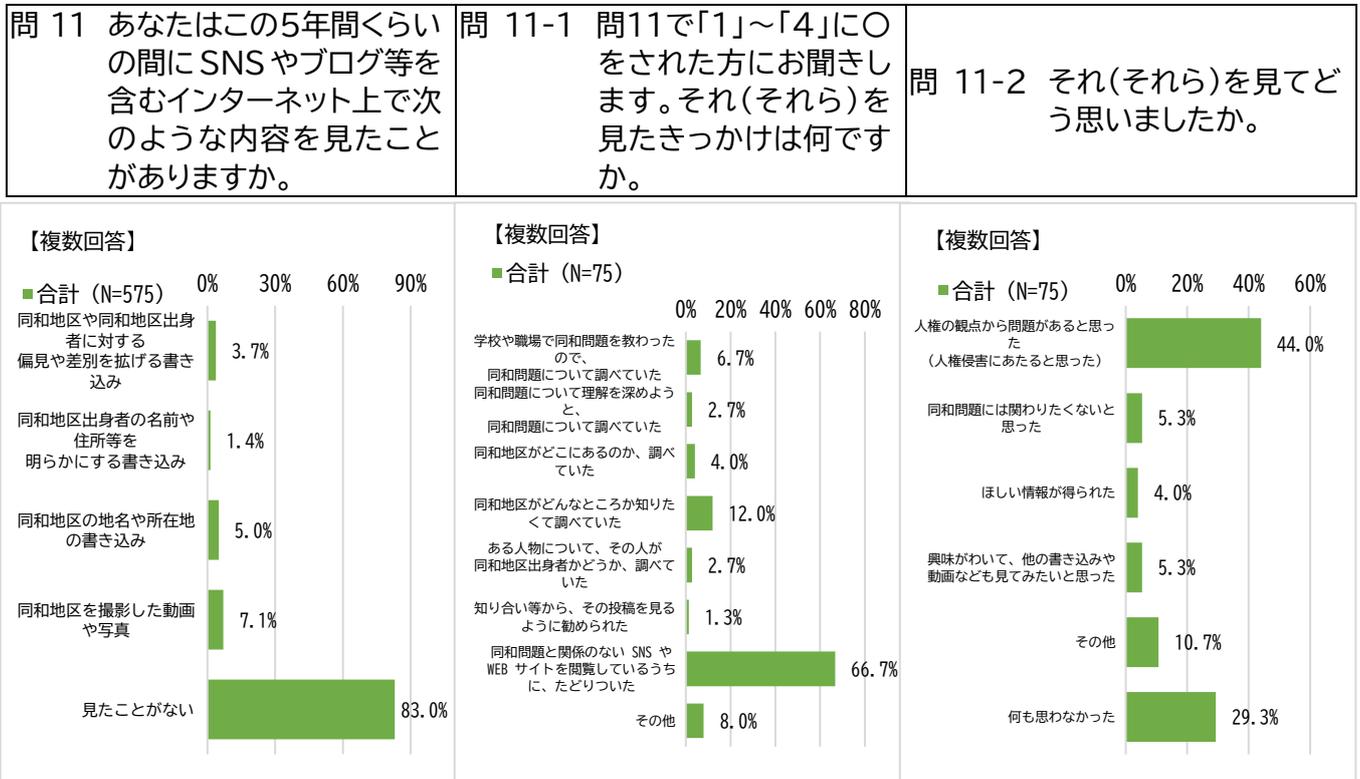
- 身元調査をしない、頼まない、頼まれても断るという姿勢を持つ
- 一人ひとりが自らの人権を守るという意識を持つ



● インターネット等での差別投稿

1990年代に入るとインターネット等を悪用する事例が生じ、同和地区の所在地を問い合わせだけでなく、所在地を不特定多数に発信する事件が目立つようになり、情報化の進展に伴った人権侵害事象が大きな問題となっています。

インターネット等での差別投稿に関する問と回答をみてみましょう。

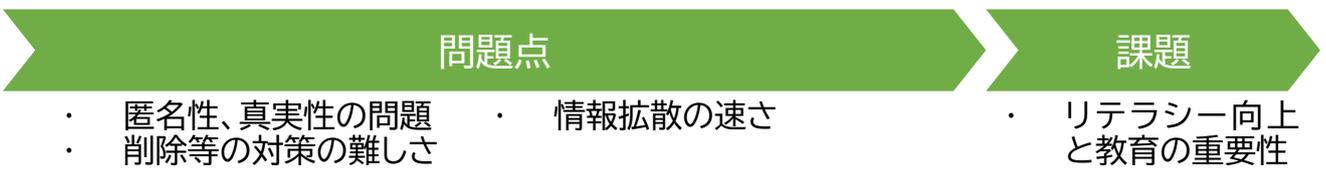


(出典) 令和6年度大東市部落差別(同和問題)の市民意識調査結果報告書

インターネット上での同和地区に関する書き込みを見たことがある人は約2割で、見た人の7割近くが同和地区と直接関係のない情報を調べていくうちにたどり着いています。

しかし、その書き込み内容が人権侵害にあたると思った人は5割に満たないことから正しい情報か否かを判断する情報リテラシーの向上と、人権意識の醸成は今後ますます重要です。

インターネット上の問題点から情報リテラシーの向上は不可欠です。



これまでも、度重なる部落差別に関する、図書の販売やインターネット上での投稿が見られます。具体的には次のような事例がありました。

部落地名総鑑の販売やインターネット上での投稿

● 1975(昭和 50)年:全国の被差別部落の所在地を示した冊子の販売

就職に関して、採用選考にかかわる最も大きな人権問題として、部落問題があります。今から約 50 年前 1975(昭和 50)年 12 月のことです。

全国の被差別部落の所在地を新・旧地名で示し、加えて住民の職業や世帯数などを記載した『人事極秘・特殊部落地名総鑑』という図書が販売されていることが明るみになりました。皆さんも聞いたことのあるような大企業を中心に 200 社以上が購入していました。これによって、被差別部落出身であることを理由に、採用選考から排除するための身元調査が蔓延している深刻な実態が浮き彫りとなったのです。この図書は回収・処分され、またこの事件は国会でも取り上げられ、当時の労働大臣談話や 12 省庁連名による経済 6 団体への要請が出されるなど大きな社会問題となりました。

● 1998(平成 10)年:大阪の調査会社が身元調査を行っていた

被差別部落出身者かどうかを調べる不正な身元調査は再び発生しました。1400 社あまりの顧客企業を有する大阪の調査会社が、企業の依頼を受けて就職希望者の身元調査を行っていたのです。

● インターネットの普及と新たな差別事象

情報化社会の進展により、インターネットの「掲示板、※※チャンネル」などによる被差別部落や住民に対する、悪質な差別投稿が見られます。悪質な表現のスレッドを立ち上げたり、また関連する差別投稿にリンクを張るなどもありました。これらに対して民間運動団体の取組や多数の「違反通告」などにより、管理人によって削除されたケースもありました。

● 2019(平成 31)年フリーマーケットアプリに「復刻版:全国部落調査」を出品

高校生がフリマアプリに被差別部落の所在地一覧が記載された書籍を出品していることが明らかになり、差別を助長する恐れがあるため、出品は速やかに削除されました。高校生本人は、出品した書籍が差別の要因となる可能性について認識しておらず、深く反省していると報告されています。

● 現在は動画サイトでの動画投稿があり、訴訟で争われた

この訴訟事件は、出版社を名乗る代表者が、「復刻版：全国部落調査」と称した全国の被差別部落の「部落名」や「現在地」などを一覧表にした書籍を出版していました。また、この書籍の電子データや「部落解放同盟関係人物一覧」などと称して、個人の住所や電話番号・SNSのアドレスなどのプライバシー情報を承諾なくインターネット上に開示しダウンロード可能な状態においていました。このことから、原告は①「復刻版：全国部落調査」の出版の禁止や上記データ類をインターネット上から削除すること、②「部落解放同盟関係人物一覧」のインターネット上からのデータ削除、③原告1名あたり110万円の損害賠償を求めていた事件でした。

東京地裁の判決(2021(令和3)年9月)では、原告の権利侵害の内容について「差別されない権利」の侵害を認めず、主としてプライバシー権侵害が存在するものと判断されました。

これに対し、控訴審の東京高裁判決(2023(令和5)年6月)は、個人の尊重を保障した憲法13条や法の下での平等を定めた14条の趣旨に鑑み、「人には差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益があり、法的に保護される」と言及し、部落差別がこの人格的利益を侵害するものであることは明らかとの判決を下しました。

2024(令和6)年12月4日、最高裁判所は、一審原告と一審被告の双方による上告を棄却し、上告受理申立てを不受理とし、当該事件についての東京高裁判決が確定することとなったのです。



2 インターネットの普及で 部落問題がどのように変わってきたのでしょうか。

インターネットの普及により、私たちの生活は大きく変わりました。情報を瞬時に得られ、誰でも自由に発信できるようになりました。しかし、その一方で、新たな部落差別が生まれています。

かつての部落差別は、噂話や紙媒体を通じた情報拡散、対面での差別発言、結婚や就職などの人間関係の中で生じる事象などが中心でした。

しかし、今では SNS や掲示板、動画投稿サイトなどで差別的な書き込みや動画が拡がりやすくなっています。一度拡散された情報は長期間インターネット上に残り、被害が続くこともあります。また、誤った情報が繰り返し発信されることで、それを信じる人が増え、差別が助長される危険もあります。

このような状況を防ぐためには、情報リテラシーが重要です。情報の発信元や信ぴょう性を確認し、感情的に反応せず、拡散する前に「本当に正しい情報か？」と考えることが大切です。情報リテラシーは一度学べば終わりではなく、定期的に見直し、正しく情報を判断する力を身につける必要があります。

また、差別的な情報に触れて不安を感じた時は、一人で抱え込まず、身近な人や専門機関に相談することが大切です。正しい情報を共有し、冷静に対応することが、差別を防ぐための第一歩になります。

私たち一人ひとりの意識と行動が、差別のない社会をつくります。今日から、できることを少しずつ実践していきましょう。

トピックス

情報リテラシーの学び

1. 情報リテラシーとは？

情報リテラシーとは、インターネットや各種報道機関などの発信の中から、必要な情報を効率的に探し出し、評価し、適切に活用する能力のことです。加えて人から人へ見聞きして伝わることも含まれます。

現在の社会では、たくさんの情報が素早く入手できる「情報化」がより一層進展していきます。AI の技術革新やそれを実感する機会も多くなって、さらに情報が有効に活用できる便利な社会が進んでいくことでしょう。

2. なぜ情報リテラシーの学びは重要か？

インターネットや SNS の普及で情報があふれている時代であり、個人でいつでも簡単に情報を手に入れ、また情報の発信もできる時代になっています。正しい情報を見極める力を身につけることが今後ますます必要です。

これからの時代、仕事や勉強、趣味の充実、仲間づくりなどはもとより、日常生活上も欠かせない情報ツールだからです。また情報化は低年齢層にも年々普及しています。

だからこそ、情報リテラシーが低い状態では、悪意が無くても、無意識でさまざまな問題が生じるケースがあるので、正しい情報リテラシーを身につけ、情報化社会をうまく活用することが、人や人生を豊かにすることにも通じるものです。

3. 現代の情報化社会が抱える課題

① 情報量の増加と情報範囲の拡大

インターネット上には無数の情報があり、真実と偽情報が混在しています。情報が多すぎて、本当に自分に必要な情報を探し出すことが困難になってしまったり、また必要な情報だと思ったら実は誤った情報であることがあります。

② フェイクニュース・デマを「鵜呑み」にしてしまう

SNS を通じて、正確性を欠く情報や虚偽の情報が瞬時に広がる危険性があります。情報を鵜呑みにして、知らぬ間に、個人や団体、企業、地域などを誹謗・中傷する「思い込み」の心が芽生えてしまいます。また、デマ等を発信・拡大する行為は重大な人権侵害につながります。

③ 情報の偏り

検索アルゴリズム^{※1} やフィルターバブル^{※2} により、偏った情報しか見えなくなることや、誤った情報の「負の連鎖」に陥る危険性もあります。

※1 検索アルゴリズム：
データ構造の中から特定の要素を効率的に見つけ出すための方法

※2 フィルターバブル：
インターネット上での情報が、個々のユーザーの好みや過去の検索によってフィルタリングされ、特定の情報だけが表示される現象

④ プライバシーの侵害

SNS での投稿や個人情報が、不適切に扱われるリスクがあります。また、悪意のある者から、個人を特定され自分の顔・氏名・住所・学歴・家族構成などがインターネット上で拡散される場合があります。ログインするアカウント情報が不適切に管理され、パスワードも安易に思い浮かぶ内容で設定している場合、アカウントを悪用されることもあります。

⑤ 情報過多によるストレス

必要な情報を見つけるのに時間がかかり、また同様の情報が氾濫していることにより、効率が低下することがあります。また、いろいろな情報に接することにより、かえって悩みが増大し、ストレスが積み重なることもあります。

⑥ 悪質なネットビジネス、犯罪に巻き込まれる可能性

インターネット上では悪質な情報ビジネスや詐欺行為、出会い系サイトなども存在しており、財産や信用を失うリスクがあります。また、その詐欺や犯罪行為に気づかないまま加担したり、共犯者となってしまうリスクもあります。

4. 情報リテラシーを身につけるための基本ステップ

① 情報を探すスキル

- 信頼できる検索エンジンを使う。
- 公的機関や信頼性の高いサイトを選ぶ。

② 情報を評価するスキル

- 出典(発信者)が信頼できるか確認する。
- 発信元が不明、特定の情報源しか取り扱ってない情報は、安易に拡散しない。
- 他の情報源と比較して、内容の正確性をチェックする癖をつける、古い情報ではないか、更新日を必ず確認する。
- サイトのレビューや評価を鵜呑みにしない。

③ 情報を活用するスキル

- 著作権や引用ルールを守る。
- 必要な情報を整理し、適切に発信する。

【インターネットを利用する際の注意点や、
人権侵害などの被害に遭った際の相談窓口や取組などの紹介】

大阪府:インターネットと人権

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken/internet/index.html>

大阪府:相談窓口(ネットハーモニー)

<https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp/>

大東市:相談窓口

<https://www.city.daito.lg.jp/soshiki/19/26583.html>

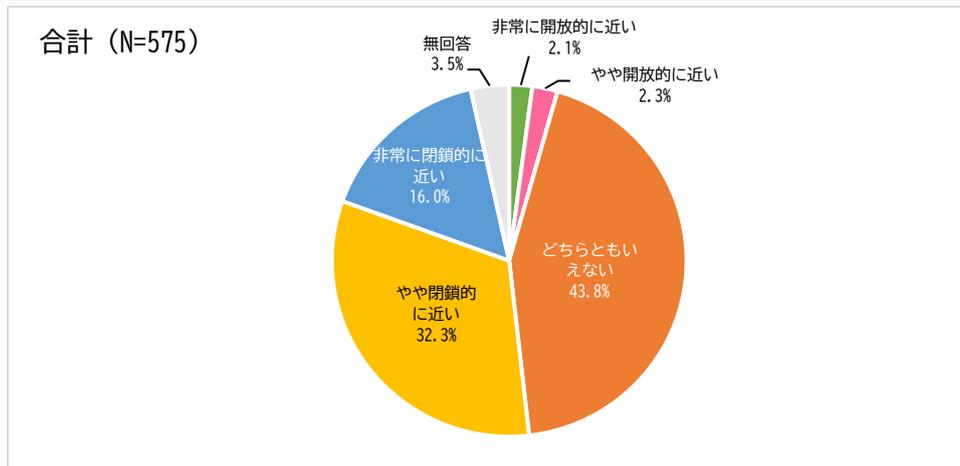


3 被差別部落は閉鎖的なのか？

被差別部落のイメージは「閉鎖的である」ということをメディアやインターネット等で見かけますが、果たして本当にそうなのでしょうか。

市民意識調査での、被差別部落に関する問と回答をみてみましょう。

問 6 あなたが、「同和地区」と聞いたときのイメージはどのようなものですか。あなたが感じているイメージに近い番号を選んでください。



(出典) 令和 6 年度大東市部落差別(同和問題)の市民意識調査結果報告書

「どちらともいえない」(43.8%)が最も多いものの、「非常に閉鎖的に近い」と「やや閉鎖的に近い」を合わせると、48.3%となり、「非常に開放的に近い」と「やや開放的に近い」を合わせた割合(4.4%)の 10 倍ほどの大きさとなっています。このように、被差別部落は閉鎖的だと考える市民が多いことがわかります。

どうして「被差別部落は閉鎖的」というイメージを持つ市民が多いのでしょうか。その大きな原因として、被差別部落は江戸時代の賤民身分の子孫が代々固まって住み続けているところだという誤解が根強いことがあげられます。

江戸時代は身分制社会でしたから、百姓も侍もそれぞれの身分に応じた仕事をし、同じ身分どうしで固まって住んでいました。身分・職業・居住地が三位一体だったのです。しかし、明治になると、身分制度は廃止され、職業と居住の制限がなくなったので、仕事を求めて移動する人たちが出てきました。「人口の流動化」の時代となったのです。現在では自分が生まれたところに住み続け、そこで一生を終える人は、非常に少なくなりました。一生のうちで何度も転居するというライフスタイルが一般的となっているのです。

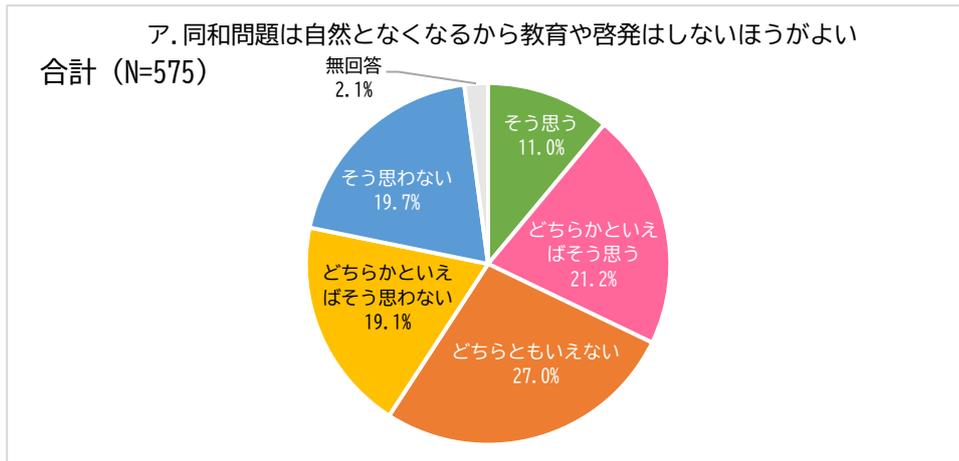
こうしたことは被差別部落でも同様で、明治以降、人口の流出・流入が続いてきました。特に都市部では、人口の流入によって被差別部落の拡大が起こりました。現在の神戸市内のある被差別部落では、1868(明治元)年に 388 人であった人口が 1911(明治 44)年には 3,680 人、1930(昭和 5)年には 7,708 人と増え続け、1960 年代には 3 万人に達したのです。神戸市に仕事を求めて各地からやって来た人たちが、木賃宿(粗末な安宿)が多くあったこの被差別部落に流入したからです。そして、被差別部落に住んでいるのは部落出身者ばかりだと誤解していた周囲の人たちは、この被差別部落に入って来ているのは部落出身者だと考え、すべてをひっくるめて被差別部落であるとみなしたので、ここが全国有数の大規模被差別部落となっていたのです。現在、この被差別部落で江戸時代から代々住み続けているという世帯を探しても、多分みつからな

4 そっとしておけば部落差別はなくなる という考え方をしている人もいますがどうしてでしょうか。

部落問題という事実を教えなければ、いつか部落差別は自然になくなるという、いわゆる「寝た子を起さず」論という考えがあります。

市民意識調査での、同和問題に関する意見等の問と回答をみてみましょう。

問 9 あなたは、同和問題に関する次のような意見や考え方について、どう思いますか。あなたの意見に最も近いものを選んでください。



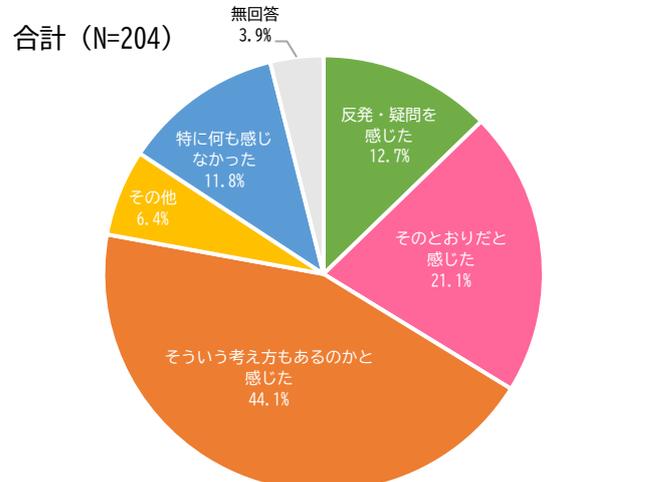
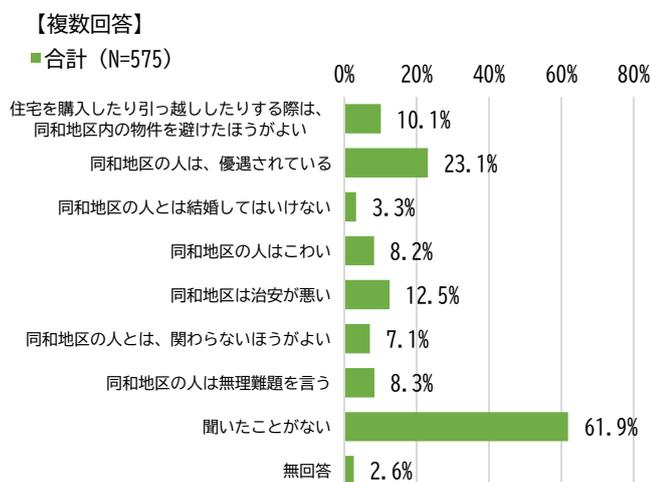
(出典)令和6年度大東市部落差別(同和問題)の市民意識調査結果報告書

今回の市民意識調査でも「同和問題は自然となくなるから教育や啓発はしないほうがよい」という意見に対し、肯定的な回答が約3割を占めており、いまなおこの考えが根強いことがわかりました。では実際に部落差別がなくなったのかというと決してそうではありません。

市民意識調査での、同和問題に関する発言の問と回答をみてみましょう。

問 10 あなたはこの5年間くらいの間に同和問題に関して次のような発言を直接聞いたことがありますか。

問10-3 問10で「聞いたことがない」「無回答」以外に○をされた方で内容についてお聞きします。それを聞いたときどう感じましたか。



(出典)令和6年度大東市部落差別(同和問題)の市民意識調査結果報告書

ここ5年間に限っているにもかかわらず、同和問題に関する誤解や偏見にもとづく差別的な発言を聞いたことがあるという人は約4割にのぼり、さらにその発言に対し反発・疑問を感じたのは約1割しかいませんでした。つまり大多数の人は、その発言内容をそのまま受け入れてしまい、その結果、部落差別が再生産されてしまう可能性が高いのです。

したがって、部落差別についての教育や啓発を行わなければ自然になくなるという「寝た子を起すな」論では部落差別の解消にはつながりません。

正しく知り、気づく機会を得ることができないまま、偏見を持つということは部落差別だけでなく、人権問題にも起こり得ることです。

無意識の偏見を持たないために

無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)とは、私たちが気づかないうちに持ってしまう先入観や固定観念のことを指します。例えば、特定の地域や人々について「なんとなくそう思っていた」「昔からそう聞いていた」という感覚を持ったことはないでしょうか。こうした考えは、限られた情報から生まれたものであり、必ずしも、事実に基づくものではありません。しかし、私たちの中にある思い込みが、知らず知らずのうちに判断や行動に影響を与えます。

大切なのは、「本当にそうなのか？」と自分の考えを振り返ることです。日々の生活の中で受け取る情報がすべて正しいとは限らず、意識的に幅広い視点を持つことで、新しい気づきも生まれることもあります。部落問題についても、正しい知識を学び、多様な視点から理解することが、より公平で安心できる社会づくりにつながります。

「なんとなく」から「本当にそうなの？」へ。私たち一人ひとりの小さな意識の変化が、よりよい社会を築く第一歩となるのではないのでしょうか。

チェックシート

無意識の偏見に気づくためのセルフチェックをやってみよう！

日常生活や職場で、無意識に偏見や差別的な態度を取っていないか、振り返ってみましょう。

- 「この人は〇〇出身だから、きっとこうだろう」と決めつけたことはありませんか？
- 自分と異なる背景の人に対して、
距離を置いたり、関心を持たない態度を取っていませんか？
- 何気ない会話で、出身地や家族構成について不用意に質問したことはありませんか？
- 「昔からそうだから」「うちの会社では普通だから」と、
慣習を疑わずに受け入れていませんか？
- 誰かが差別的な発言や行動をしている場面で、見て見ぬふりをしたことはありませんか？

※ このチェックリストは「差別していないことを確認する」ためのものではなく、「自分の中にある無意識の偏見に気づく」ためのツールです。誰もが完璧ではありません。しかし、気づき、考え、行動することが、差別のない日常生活や職場づくりへの第一歩となります。

5 部落問題が近・現代の問題といわれるのはどうしてでしょうか。

その1 :1871(明治4)年、いわゆる「解放令」が發布された。 しかし…

部落問題を理解するには、歴史的経緯をたどる必要があります。部落史の流れを全体として見たとき、明治初期以降が現代社会の部落問題のはじまりといわれています。

明治新政府の政策課題は、いかにして近代化を急速に進めるかでした。近代化の妨げとなるものは直ちに改める必要がありました。その一環として出されたのが、1871(明治4)年の太政官布告(いわゆる「解放令」)で、これは部落史上画期的な出来事でした。長年にわたる賤民制度はここに廃止されたのです。

近代社会においては市民的諸権利が保障されなければなりません。しかしながら、太政官布告は、それを具体化する施策を伴わなかったことから、様々な市民的諸権利の保障が差別によって厳しい制約を受けました。こうして、法制上は廃止された部落差別が、現実にはそのまま続くことになりました。

賤民制度は廃止されたけど、現実では続いていたんだよね。



その2 :日本資本主義の進展と被差別部落の窮乏化

西南戦争を契機に生じたインフレーションを克服するため、1881年に大蔵卿松方正義が行った紙幣整理などの財政金融政策(松方デフレ)は激しいデフレーションを引き起こし、農作物価格の急落をもたらしました。そのため、全国の農村が疲弊し、農地を手放す農家が続出しました。多くの農家は兼業化などで生活を立て直していったのですが、被差別部落の農家は、厳しい就職差別のもとで兼業に就くことが容易ではありませんでした。そうしたなかで農村の被差別部落の窮乏化が進んだのです。

一方、資本主義の進展は、都市への人口流入をもたらし、都市部の被差別部落では不安定就労者の流入が目立ちました。こうした不安定就労者の受け皿となったのが被差別部落内やその周辺に増加した木賃宿や棟割長屋、バラックなどでした。その結果、被差別部落を核としてスラム化が進行し、不安定就労者が集住する巨大被差別部落となっていったのです。

こうした被差別部落における窮乏化した生活実態が差別意識を増幅させるとともに、差別の口実となり、差別と貧困という悪循環が強まっていきました。

資本主義社会の進展により、被差別部落は貧困化が進み、新たな差別の口実になったんだ。



その3 :被差別部落住民が立ち上がる:1922(大正11)年 全国水平社創設

被差別部落では、「太政官布告」以降、各地でさまざまな動きが出てきますが、それが本格的な部落解放運動として発展するのは、1922(大正11)年に全国水平社が創立されてからでした。

当初、勢いよく広がった運動でしたが、厳しい弾圧と15年にわたる戦争(満州事変から太平洋戦争)による国内状況の変化の中で、その展開は容易ではありませんでした。

一方、この時期には、政府による「融和事業」が展開されました。融和事業の柱の一つは被差別部落を対象にした部落改善事業、もう一つは差別意識の解消をねらった融和教育でした。これらは1941(昭和16)年に同和事業・同和教育と改称されました。このころは戦争の最中であり、全国水平社の運動も厳しい取締りを受けるようになり、中断に追い込まれていきます。

また、同和事業も戦争遂行、国家総動員体制の政策の中に組み込まれてしまいました。

運動が展開されて、政府の融和事業もあったんだけど、戦争で運動も融和事業も中断しちゃったんだ。



その4 :敗戦後、新しい憲法が制定、新たな展開が生まれた

1945(昭和20)年の敗戦と連合国による占領政策は、社会のあらゆる面に大きな変革をもたらしました。当時の社会は、失業者の激増、深刻な物資不足、インフレの進行などで混乱していました。一方、軍国主義体制の中で封じられていた政治運動や社会運動が合法化され、新たな展開を見せることとなります。

このような状況の中、1946(昭和21)年に部落解放全国委員会が結成されました。当時、新たに日本国憲法が制定されて基本的人権の尊重が国是とされたにもかかわらず、現実には各地で差別事件が頻発していました。各地で差別事件が相次いだことから、1952(昭和27)年、戦後初めて文部省(当時)は、次官通達「同和教育について」を発出し、これ以降部落差別をなくす取組が進みました。

敗戦後、日本は民主化され、運動も国も動きだしたんだ。



その5 :国が本格的に同和対策・生活改善に取り組む その後の時代の流れで…

1958(昭和 33)年になると、部落解放国策樹立請願運動がはじまりました。この運動は、運動団体のみならず、行政関係者、同和教育関係者、文化人、学者など各界にまたがる国民的な運動でした。また、マスコミも部落問題を積極的に取り上げるようになりました。このように、部落問題に対する社会の関心が高まったこともあって、政府は同和対策事業関係予算を計上するようになったのです。

この請願運動の大きな成果は、1960(昭和 35)年、議員立法により同和対策審議会の設置が決まったことでした。ただし、委員の任命や答申のとりまとめに時間がかかり、「同和対策審議会答申」が内閣総理大臣に提出されたのは、1965(昭和 40)年のことでした。

1969(昭和 44)年、「同和対策事業特別措置法」が制定され、政府が被差別部落地域におけるインフラ整備や教育支援、雇用促進などの具体的な施策を行うようになりました。この取組は1970年代から1990年代にかけて続き、多くの地域で生活環境の改善が進みました。

同和対策事業の推進によって地域の環境は改善され、2002(平成 14)年には法律が失効しました。しかし、差別意識そのものを解消することは難しく、結婚差別や就職差別などの問題は根本的には解決されませんでした。

現在、身分制度は法的には存在しませんが、部落問題は形を変えて続いています。その一つがインターネット上での差別です。

インターネット上で被差別部落に関する情報が公開され、差別を助長する問題が発生しています。差別の新たな形となっています。

また、あらゆる地域社会において、無意識の偏見や差別的な発言がみられることが問題視されています。特に、親の世代の差別意識が子どもの世代に影響を与える場合もあります。

このようなことから政府は2016(平成 28)年に「部落差別解消推進法」を制定しました。この法律は、部落差別が現代にも存在することを明記し、差別の解消に向けた取組を進めるためのものです。主な内容は、差別に関する実態調査、相談体制の整備、啓発活動の推進などがかけられており、部落問題について理解を深め、差別のない社会を作るために、私たち一人ひとりが考え、行動することが大切です。

国は「同和対策審議会答申」を受けて、「同和対策事業特別措置法」を制定、33年間に渡る取組により、劣悪な環境は改善されたんだけど、結婚・就職差別は解消されなかったんだ。
それに加えて、情報化社会の進展のもと、新たな差別事象が顕著化してきたんだ。



トピックス

融和事業とは？

1890年代になると、被差別部落内の有力者や地方行政によって「部落改善運動」が全国で展開されていきます。この運動は、被差別部落の住民が働き富を蓄え、環境を整備し清潔にし、教育を高め、品行をよくする等の努力により差別の克服をはかろうとするものでした。言うならば部落差別の原因と責任を被差別部落の住民側に求めたものです。その後この運動は、社会に対して一定の反省を求めたうえで、国民に「同情融和」を呼びかける「融和運動」へと発展していきました。

6 部落差別の歴史からの学びについて

部落差別の歴史を知ることの意味はどこにありますか。

現代社会においてもなお、部落問題に関する教育・啓発が続けられているのは、過去の差別や不平等を忘れることなく、同じ過ちを繰り返さないためです。また、多様性や人権を尊重する社会を築くために、この問題を再考することが重要だからです。

部落史を問うことにはいくつかの意義があります。

第一に、歴史的背景を正しく知ることによって、社会構造の中で差別がどのように形成されてきたかを理解することができます。この理解は、現在の不平等の根本的な原因を見極め、改善に向けた取組を進める土台となります。

第二に、過去の被差別部落の人々が直面した困難を乗り越えるための取組を知ることで、人間の尊厳を守る姿勢を学ぶことができます。

部落差別の歴史を学び、正しい認識を深めるにはどうすればよいですか。

正しい認識を深めるためには、歴史的資料や証言だけでなく、文学、芸術、映像メディアを通じて部落問題を学ぶことで、より多面的な理解が得られます。これにより、単なる知識の習得にとどまらず、感情的な共感を伴った学びが可能になります。

また、対話型学習を通じて、自分の考えを整理し、他者の意見を受け入れるプロセスを促進します。これにより、固定観念を解消し、問題を主体的に捉える力を養うことができます。

その他にも部落問題の歴史的背景を持つ地域でのフィールドワークや、地元の住民との対話を通じて、現場でのリアルな課題を学ぶ機会に参加することで、抽象的な議論を超えた現実感を持った学びが可能となります。

学びを深めることで、歴史的な差別構造への理解が深まり、差別や偏見がなぜ生まれるのかを批判的に考察する力が養われることにつながります。また、現在も続く人権問題に対する感受性が高まり、共生社会の実現に向けた行動につながることを期待されます。

部落問題は過去の問題ではなく、現代における人権教育の重要なテーマです。部落史を学ぶことを通じて、多様性を尊重し、差別のない社会を築くための意識と行動を育むことが大事だよね！



令和の現代、多様性を尊重し、誰もが暮らしやすい社会になるために、私たちが忘れてはならないのが、部落史という日本の大切な歴史です。部落史がどのような意味を持つのか、そしてそこから私たちが学ぶべきことを一緒に考えましょう。

部落史は、過去の出来事をただ振り返るためのものではありません。それは、現代社会の課題を解決し、未来をより良いものにするための道しるべです。

この冊子が、部落史の新たな一面に気づき、地域社会の中で誰もが輝ける共生の未来を考えるきっかけとなればいいね。



部落差別解消に向けた取組

私たちの社会では、すべての人が平等に生活し、教育を受け、働く権利を持っています。しかし、歴史的に続いてきた部落差別によって、これらの権利が十分に保障されず、不当な扱いを受ける人々がいました。こうした課題を解決するために、不当な扱いを受けた人々や地域の人々が声を上げ、行政や企業とともにさまざまな取組を進めてきました。

その中でも、教育の機会を保障するための「教科書の無償化」、就職差別を防ぐ「統一応募用紙(履歴書)の導入や公正採用選考の仕組みの導入」、個人情報保護の基盤を強める「戸籍の不正入手の防止」、そして公平な生活支援を実現する「生活保護の男女間格差是正」が取り組まれました。

1. 教育の機会をすべての子どもに「教科書の無償化」

かつて、経済的な事情によって十分な教育を受けられない子どもたちが多くいました。特に被差別部落では、貧困の連鎖が深刻な問題となり、学びたくても学べない状況が続いていました。

高知県の被差別部落で行われていた「識字学級」において、「教育は無償とすると書かれているのに、なぜ地域の子供達は学校に行けないの」というお母さんの呟きから取組が広がり、教師や行政の努力もあり最初は被差別部落の子供達に福祉施策として教科書配付が始まりました。しかし教育は「権利」という考えの中で、全国に取組が広がり、これらのうねりが1963(昭和38)年に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(教科書無償措置法)」の制定へと繋がっていき、1963(昭和38)年から1969(昭和44)年にかけて、すべての公立小中学校の児童・生徒に無償で教科書が提供される制度へと拡大しました。

この取組により、経済的な事情にかかわらず、すべての子どもが平等に教育を受ける権利が守られるようになりました。



2. 就職差別を防ぐ、「統一応募用紙(履歴書)」と「公正採用選考の仕組み」の導入

被差別部落出身者に対する就職差別の大きな要因の一つが、応募書類から出身地や家庭環境を特定されることでした。企業の採用活動では、応募者に対し戸籍や本籍地の記入を求めることが一般的でしたが、これが差別につながるケースが多くありました。

こうした様々な就職差別が起きていた状況を背景に、「差別的項目を排除した、統一応募用紙を作成しよう」との動きが1970(昭和45)年頃に近畿地方の各高校で起こり、その結果、1971(昭和46)年に「近畿統一応募用紙」が策定され、1973(昭和48)年には「全国統一応募用紙」が、さらに市販の履歴書についても、1974(昭和49)年に日本工業規格(JIS)の履歴書が大きく見直されました。現在は、大阪府などによる「公正採用・雇用促進会議」をはじめ、ハローワークの啓発指導の取組などにより、「統一応募用紙」「JIS履歴書」は広く普及しています。

さらに、厚生労働省も「公正な採用選考の基本」として、企業に対し応募者の出身地や家庭環境に関する不必要な質問をしないよう取組を強化しました。これにより、能力や適性による公正な採用が進み、出身による不当な差別を防ぐ仕組みが整えられました。

3. 個人情報保護の基盤を強める「戸籍の不正入手の防止」

最近では、「自己情報コントロール権」という言葉がよく使われます。自分に関する情報が誰にどのように使用されるのか、個人が自分の情報を管理する権利で、プライバシー権や自己決定権といった基本的人権の一部として認識されてきています。

部落差別を個人情報保護の観点から見ると、その権利がいかに侵害されてきたかがよくわかります。

まず、日本では 1960 年代まで戸籍が公開され、役所に行けば誰もが閲覧することができました。自分や自分の家族以外が戸籍を閲覧できたということは、今では想像できないことではないでしょうか。

その後、1976(昭和 51)年に戸籍法が改正され、本人や特定の資格を持つ者以外が戸籍を閲覧することはできなくなりました。

そして、戸籍法の改正から 9 年後の 1985(昭和 60)年には、部落差別の身元調査を規制する条例が大阪府ではじめて制定されました。

しかしそのわずか 13 年後の 1998(平成 10)年には、採用選考時の履歴書を使った身元調査事件が大阪で発覚。この事件を契機に、求職者の個人情報を守るための職業安定法の改正がなされます。

2005(平成 17)年にはさらに、行政書士による職務上の資格を用いた戸籍の不正請求・不正入手事件が発覚し、その後の戸籍法のさらなる改正につながっています。

現在、大東市を含め、多くの自治体では、戸籍等の不正入手を防止するため、「登録型本人通知制度」を導入しています。(16 ページ参照)

このような法整備や制度づくりは、部落差別の解消にとどまらず、社会全体の個人情報保護の基盤を強め、人々の意識も高めてきたといえます。

4. 生活保護の男女間格差是正「平等な支援の実現」

生活保護制度は、経済的に困窮した人々が最低限の生活を維持できるよう支援する制度ですが、かつては同じ条件でも男性より女性の支給額が低く設定されているという問題がありました。

これは、「女性は男性より生活費がかからない」とする古い価値観に基づいたものであり、不合理な制度設計でした。この格差に対し、人権団体が改善を求める運動を展開し、行政と協議を重ねた結果、2004(平成 16)年に厚生労働省が「生活扶助基準」を改正し、男女間の支給格差を撤廃しました。

この改正により、性別に関係なく、すべての人が同じ基準で生活保護を受けられる仕組みが整い、公平な社会の実現に向けた大きな一歩となりました。

これらの取組は、すべての人が平等に生きる権利を守るための重要な制度です。しかし、差別をなくすためには、制度の整備だけでなく、私たち一人ひとりが「なぜこれらの制度が必要だったのか」を理解し、教育、就職、生活のあらゆる場面で、不当な扱いを受けることのない社会を築くために、共に学び、考え、そして次の世代へとつなげていきましょう。

第2章

部落問題の解決に向けて

どんな取組が行われているか一緒に見ていこう！



「自分ごと」として何ができるか考えてみよう。



1 部落問題の解決のために、 国はどのような施策を行っていますか。

1969(昭和 44)年に施行された同和対策事業特別措置法は、部落差別の解消を目的として、住宅や道路の整備、上下水道の普及、学校教育の充実などが進められました。その後も、1982(昭和 57)年の「地域改善対策特別措置法」などが施行され、地域の環境を良くする取組が続けられました。

こうした施策によって、多くの地域で住環境が改善され、教育の機会も広がりました。しかし、住環境が整っても、結婚や就職での差別など、差別意識そのものをなくすことは簡単ではありませんでした。

また、部落差別に関する誤解を利用し、不当な要求をする「えせ同和行為」*も問題になりました。国や自治体は、企業や市民に向けて「差別を利用した不正行為に注意しましょう」と呼びかけ、不当な要求には応じないよう周知しています。

そして、情報化の進展に伴って、インターネット上での差別的な発言などが問題になっています。こうした状況を受け、2016(平成 28)年には「部落差別解消推進法」ができました。この法律では、国や自治体が部落差別をなくすための対策を進めるよう定めています。

この法律に基づき、現在は以下のような取組が行われています。

- 教育・啓発の推進
- 相談体制の充実
- 調査により部落差別の実態の把握
- インターネット上の差別的な書き込みへの対策
- 企業での人権意識の向上
- 地域振興・交流の促進

大東市では、相談業務の充実や市民協働による人権啓発活動の実施、市民の誰もが参加できる人権研修や人権講座を行っているので、皆さんも参加して人権意識を深めてみませんか？



※ えせ同和行為とは：

「同和問題は怖い、かわりたくないという人々の誤った意識に乗じて、同和問題を口実にして不当な利益を要求したり義務のないことを求める行為」です。

これらは、同和問題に対する「誤った意識を新たに植え付ける」とともに、「差別を温存させる」だけでなく、「差別を助長している行為になっている」のです。

部落差別解消に向けた国の取組の変遷

年	施策・出来事	内容
1965年	同和対策審議会答申	同和問題の根本的解決にあたっては、その具体策を強力かつ速やか実施に移すことが国の責務であるとした。
1969年	同和対策事業特別措置法	同和対策審議会を受けて、「同和対策事業特別措置法」以降、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の制定や改正を行い、生活環境の改善等の推進が図られた。
1996年	地域改善対策の終結に関する閣議決定	特別措置を段階的に終了し、一般施策へ移行する方針を決定。
1997年	人権擁護施策推進法(施行)	あらゆる差別問題の解決に向けて、国の責務として人権擁護施策を推進。(2002年3月失効)
2000年	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(施行)	部落差別を含むすべての人権課題に対応するための法律。人権意識向上を目的とする。
2002年	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効(特別対策の終了)	劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善されたため、1969年から続いた同和対策事業の特別措置が完全終了。部落差別解消は一般施策の中で対応する。
2002年	第1次人権教育・啓発推進基本計画 策定	法律に基づき、国の人権施策の基本方針を示す。部落差別、女性差別、障害者差別などが重点課題。
2004年	インターネット人権侵害対策の強化	ネット上での差別書き込みや誹謗中傷への削除要請、相談体制の強化を開始。
2012年	第2次人権教育・啓発推進基本計画 策定	インターネット上の差別、多文化共生、ビジネスと人権への対応を強化。
2016年	部落差別解消推進法(施行)	同和対策事業終了後、初めて部落差別に特化した法律。差別解消への国と自治体の責務を明確化。
2019年	インターネット上の人権侵害対策ガイドライン策定	SNS上での差別的書き込みや個人情報拡散への対応指針を整備。
2020年	ビジネスと人権に関する行動計画(NAP)策定	企業活動における人権尊重の重要性を明示し、採用差別防止や人権デュー・ディリジェンスを推進。
2022年	第3次人権教育・啓発推進基本計画 策定	デジタル社会における人権課題(SNSでの誹謗中傷、ジェンダー平等、外国人差別など)への対応強化。
2022年	企業向け人権尊重ガイドライン策定	企業が人権侵害を予防し、是正するための行動指針を明文化。
2022年	プロバイダ責任制限法の改正	インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示の裁判手続き、開示請求を行うことができる範囲の見直し
2023年	人権擁護施策の強化(相談窓口の拡充)	全国の法務局における人権相談窓口の強化。差別やハラスメント被害への迅速対応体制を整備。
2024年	情報流通プラットフォーム対処法(公布)	インターネット上の誹謗中傷や名誉棄損、プライバシー侵害などの権利侵害に対処するための法律。(2025年施行)

部落差別(同和問題)をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、部落差別(同和問題)をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵害事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防をはかっています。とりわけ、結婚差別、差別発言等を人権擁護上見過ごすことができない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起しています。

また、関係行政機関からの情報を認知した場合は、その情報の削除をプロパイダ等に要請するなどしています。

人権侵害事件数(開始件数)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
部落差別(同和問題)に関する人権侵害	221	244	308	433	448

(法務省人権擁護局の資料による)

(出典)法務省・文部科学省「人権教育・啓発白書」

2 部落問題の解決のために、 教育・啓発はどのような役割を果たすのでしょうか。

部落問題は今もなお存在しており、特に住居・不動産、就職、結婚といった場面で差別が生まれています。その差別の根底にあるものは被差別部落に対する誤解や偏見です。

偏見とは、これといった確かな証拠もなく、また実体験とは無関係に人からたまたま聞いたことや、ただの風聞を根拠にして決めつけてしまう意見や主張です。

ただ、この偏見は誰もが生まれつき持っているものではなく、私たちが成長していくどこかの過程で身につけたものです。そして、この偏見が原因で何かの機会で自分が加害者となり他人を傷つける可能性があります。部落問題以外の人権問題でも同様のことが起こり得ます。偏見・差別がもっとも露骨に現れるのが、結婚や住宅の購入などの場ではないのでしょうか。いわば人生の節目であったり大きな経済支出であったりする時です。

部落問題に関する教育・啓発は、偏見を打ち破り、偏見を身につけることのないよう人権意識を培い高めていく役割を担っています。

加えて啓発によって、人に新しい情報や知識を与えることで、新しい気づきや理解を促し、自分の能力や思考を高めること、そして次の言動にもつながっていくことでしょう。

人権意識は何もしないで、自然に身につくものではないよ！
さまざまな経験を積み、そこから意図的に学ぶことが必要だよ！



大東市では、フィールドワークや講習会など人権意識を高め
ていくための取組が行われているので、紹介するね！

メモ

人権意識を高めるために！

● 地域の人権研修に
参加してみませんか？

大東市では皆さんの地元で「地域集会」を定期的に開催しています。市民の皆さんがふれあい、出会う場として、また、人権の大切さを学び、考え、意見を交換する場として、市・人権啓発ネットワーク大東・自治区の共催で、各公民館等で実施しています。

普段の生活の場での地域で行うことで気軽に参加していただき、年齢属性を問わず、共に助け合える『だれもが人権尊重される社会』を実現するために、毎年人権テーマを決めて、テーマに沿ったDVDを上映し、懇談会を行っています。



市の HP で
実施情報を
確認してね！



懇談をしている地域集会の様子

● 部落問題や人権問題について考える機会を作りませんか？

大東市では人権をテーマにした展示やコンサート等のイベントを行っています。「憲法週間(5月1日～5月7日)」や「人権週間(12月10日は人権デー)」に合わせて行っているイベントでは、1000人を超える多くの方が参加されることもあります。皆さんもイベントに参加して、わたしたち一人ひとりが人権問題を自身のこととして考えてみませんか？



人権パネル展の様子



人権週間記念のつどいの様子



憲法週間記念のつどいの様子

● 人権啓発ネットワーク大東の活動に参加しませんか？

人権啓発ネットワーク大東は、市民の皆さん一人ひとりが生まれながらにもっている基本的人権が尊重される社会の実現に向けて歩み続けるため、自らの人権意識を高め、お互いの人権を認め合うとともに、大東市と協力して人権啓発活動を積極的に行い、人権尊重のまちづくりをめざし活動を行っています。

わたしもこの活動
のなかで誕生した
んだよ！



● 小中学校における部落問題学習に関する取組について

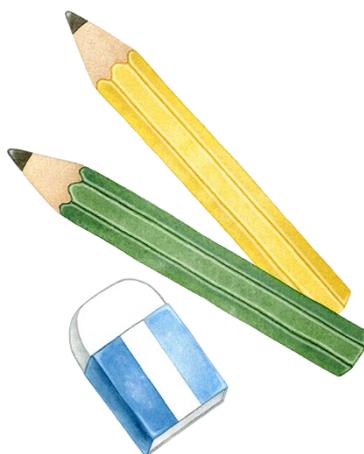
大東市立の幼稚園・小学校・中学校では、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面で具体的な行動や態度に現れるようにすることを人権教育の目標にしています。

それぞれの発達段階に応じて、例えば幼稚園では「自他の気持ちを伝えあうこと」、小学校低・中学年では「うわさや偏見が差別につながること」「仲間を大切にすること」、小学校高学年や中学校では「地域の伝統文化・食文化」や「就職差別・結婚差別」などをテーマに学習することが多いです。また、絵本、太鼓の体験、ゲストティーチャーを招いての講話、自分の考えの発表と、様々な方法で、差別や偏見、自分や他人の権利を守ることの大切さなどについて考える学習をおこなっています。

幼稚園や小・中学校の教職員においても、人権教育に関する研修を定期的におこない、市が主催する研修でも、年1回以上、部落問題学習をテーマに講師を招き、教職員が学ぶ機会を設けています。大東市の子どもたちが、「差別はアカン、おかしい」と知ること、感じることで終わらず、「差別をなくすために自分はなにができるのか」と考え、行動できる人になることができるよう、教職員で話し合いながら、子どもたちとの部落問題学習を進めています。



大東市立小学校における人権教育



3 市民の一人として、 部落問題をどのように考えることが大切でしょうか。

令和6年度、大東市では今回、初めて部落差別(同和問題)に関する市民意識調査を実施し、市民の皆さんが部落差別(同和問題)についてどのように考えているのかを知ることができました。結果の全体を通してわかったことは、被差別部落出身者への忌避意識が強く、被差別部落に対しマイナスイメージを持っており、さらに今も部落差別に関する発言を直接聞いたことがある市民が少なくないということでした。

しかし、テレビや新聞、雑誌といったマスメディアで部落差別を取り上げることはまれであり、知る機会が少なくなったとは言え、部落差別は今もなお存在している人権問題であり、誰もがこの問題に直面する可能性があります。

大事なのはこの問題に直面したとき、「本当にその考えや情報は正しいのか、その考えや情報の元になっているものは何か」を自分で振り返って調べ、考えることです。言葉にすると簡単そうに見えますが、実践していくためには、誤解や偏見に惑わされないという人権意識を常に持ち、「他人ごと」ではなく「自分ごと」として考えることが大切です。

一人ひとりが部落問題解消に向けた担い手となり、真に 21 世紀が人権の世紀と言われる主人公になってみませんか。

私たちができること

- 正しい知識を学ぶ
歴史的背景や現在の課題を理解し、無知からくる偏見をなくすことが大切です。
- 差別的な言動を許さない
周囲で差別的な発言や行動を見たときには、声を上げたり注意したりする勇気を持ちましょう。
- 他者を尊重する
個人や地域に関する固定観念を捨て、誰に対しても公平であることを心がけましょう。

部落問題は、過去の歴史から続く根深い課題だよ。私たち一人ひとりの意識と行動が、この問題を解決に向かわせる力になるよ。



特定の地域や人々への偏見を取り除き、すべての人が平等に生きられる社会をめざしていきましょう。



この冊子を読んで振り返り、 みんなで考えよう

Q1 インターネットからの情報

偶然インターネットで「被差別部落」の写真・画像・投稿を見つけた人から、「〇〇市の〇〇ってところは被差別部落だったの？」と聞かれたら、あなたはどうか答えますか。



Q2 「寝た子を起こすな」

部落問題を知らない子どもや若者に、部落問題の教育や啓発を行うことはかえって逆効果、教えないほうが良いのではと考える人にどう答えますか。



Q3 被差別部落や住民への誤ったイメージ

被差別部落や住民は「こわい、くらい、閉鎖的だ」と言う家族や友人に対して、あなたはどうか答えますか。



Q4 身元調査や土地調査は何が問題？

結婚相手について家族・親戚・友人から「相手の出生地や居住地が被差別部落かどうか調べたほうが良い」、また、宅地・建物の購入や引っ越しに際して、その住所地在被差別部落であるか、調べようとする人に、あなたはどうか答えますか。



参考資料

部落差別で悩んだ時の相談機関

部落差別をはじめ、さまざまな人権問題についての悩みごとや困りごとは、身近な国や大阪府、大東市の相談窓口を活用してください。

● 国(法務省)の人権相談窓口

みんなの人権 110 番(全国共通人権相談ダイヤル)

電話番号 0570-003-110

受付時間 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

インターネットによる人権相談も受けています。

● 大阪府人権相談窓口(一般財団法人大阪府人権協会に委託実施)

(電話相談)

電話番号 06-6581-8634(つながらない場合は最後 4 桁 8635 も利用可能)

受付時間 月曜から金曜(祝日、年末年始を除く)、第 4 日曜

午前 10 時から午後 4 時(受付は終了時刻の 30 分前まで)

(LINE 相談)

大阪府人権相談窓口の公式 LINE にアクセスして相談してください。

受付時間 木曜と金曜(祝日、年末年始は除く)

午後 6 時から午後 10 時まで(受付は終了時刻の 30 分前まで)

(面談相談)

原則予約制、電話、ファックスで問い合わせください。

電話番号 06-6581-8634

FAX 番号 06-6851-8614

面談場所 大阪府人権協会(大阪市港区波除 4-1-37 HRC ビル 8 階)

(最寄り駅:JR 及び大阪メトロ 弁天町)

(メール・ファクシミリ・手紙による相談)

常時受付

FAX 番号 06-6851-8614

送り先住所 〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRC ビル 8 階

一般財団法人 大阪府人権協会あて

メール相談は「大阪府人権相談・啓発等事業ポータルサイト」内のメールフォーム利用

(インターネット誹謗中傷・トラブル相談「ネットハーモニー」)

毎週月曜日から土曜日午後 4 時から午後 10 時まで(受付は午後 9 時 30 分まで)

第 2 日曜日午後 1 時から午後 6 時まで(受付は午後 5 時 30 分まで)

● 大東市人権相談窓口

(電話相談)

○市民生活部 人権室

電話番号 072-870-9063

受付時間 月曜から金曜午前 9 時から午後 5 時 30 分

○北条人権文化センター(指定管理者:NPO 法人 ほうじょう)

電話番号 072-876-2560

受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(火曜日、金曜日は午後 8 時 30 分まで)

○野崎人権文化センター(指定管理者:NPO 法人 大東野崎人権協会)

電話番号 072-879-8810

受付時間 月曜日～金曜日、第 1・3 土曜日午前 9 時から午後 6 時

(月曜日・木曜日は午後 8 時まで)

(出張相談)

上記 2 つの人権文化センターでは多くの市民の方に活用していただけるよう定期的に出張相談を実施しています。まずはお気軽に立ち寄り、お問合せください。日程や場所はホームページでご確認ください。

ホームページ:<https://www.city.daito.lg.jp/soshiki/19/2143.html>

啓発動画等

● 法務省ホームページ(啓発動画等)

法務省:部落差別(同和問題)を解消しましょう

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

法務省:インターネット上の人権侵害をなくしましょう

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88>

法務省:「えせ同和行為」を排除するために

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken86.html>

令和 6 年度大東市部落差別(同和問題)市民意識調査結果報告書

最終報告書

<https://www.city.daito.lg.jp/soshiki/19/>

部落差別に関する法令や条例、宣言

● 世界人権宣言(抜粋) (1948(昭和23)年12月10日第3回国際連合総会採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享受することができる。(2 省略)

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

● 日本国憲法(抜粋)

(1946(昭和21)年11月3日公布 1947(昭和22)年5月3日施行)

(基本的人権)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(自由及び権利の保持義務と公共福祉性)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重と公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第2項、第3項 略

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第2項 略

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(抜粋)
(2000(平成12)年12月6日公布・施行)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

● 部落差別解消推進法(抜粋) (2016(平成28)年12月16日公布・施行)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

● 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例(抜粋) (1985(昭和 60)年制定、2011(平成 23)年一部改正)

(目的)

第 1 条 この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象(以下「部落差別事象」という。)を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 同和地区 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。
- 二 興信所・探偵社業 府の区域内において、他人の依頼を受けて、個人調査、法人調査その他いかなる名目の調査であるかを問わず、特定の個人についてその信用、資産、経歴、素行その他の個人に関する事項を調査し、かつ、報告する営業をいう。
- 三 興信所・探偵社業者 興信所・探偵社業を営む者をいう。
- 四 土地調査等 府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。

(府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務)

- 第 3 条 府は、国及び市町村と協力して、第一条の目的を達成するため必要な啓発に努めるものとする。
- 2 興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者は、その営業について、社会的責任を自覚し、第一条の目的に反する行為をしないよう努めなければならない。
 - 3 府民は、第一条の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。



- 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例(抜粋)
(2022(令和4)年施行、2023(令和5)年一部改正)

(前文)

現代社会に生きる私たちにとって、インターネットという便利なツールは、必要不可欠なライフラインとなってきている。私たちはその恩恵を享受し、離れた人々とのコミュニケーションを図ることや、多くの知識や情報を入手して、豊かで便利な生活を送りたいと願っている。

今後、「Society5.0」の到来により、私たちの生活はさらに変容し、社会の成長・発展をもたらす、インターネットは、より進化したコミュニケーションツールとなることが期待されている。

しかしながら、インターネットによるコミュニケーションによって、人生が豊かになる一方で、その使い方や投稿の表現等によって、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合、自ら命を絶ってしまう事態を招くこともある。

このようなことから、インターネット上の誹謗中傷等をはじめとする人権を侵害する投稿や発信を社会全体の仕組みの中で無くしていくことが重要であり、府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、府民の誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創り続けていくことが大切である。

こうした認識の下、私たち一人ひとりがインターネット上をはじめ、あらゆる場において、人権を尊重し、たゆまぬ努力をもって、誹謗中傷等の人権侵害のない社会づくりを進めなければならない。

よって、ここに、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害から全ての府民を保護し、次世代に豊かな社会を継承すべく、この条例を制定する。



● 大東市人権尊重のまちづくり条例(抜粋) (2001(平成13)年9月施行、2018(平成30)年4月一部改正)

私たちは、基本的人権の尊重を理念の一つとした日本国憲法及び人権思想を地域に深く定着させ、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、あらゆる差別のない人権尊重のまちをめざす「差別撤廃・人権擁護都市宣言」の精神を踏まえて、人権が尊重されるまちづくりに努めてきた。

しかしながら、今もなお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害があること等により人権が侵害されている現実があり、また、社会状況の変化等により、人権にかかわる新たな課題も生じてきている。

すべての市民が、人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちを実現することは、私たちすべての願いであり、また責務でもある。

私たちは、一人ひとりが持つ人間愛をもって、共に支えあい、共に生きるという強い信念のもと人権尊重のまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりの推進について、市及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重されるまちの実現をめざすことを目的とする。

(まちづくりの基本理念)

第2条 市及び市民は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げることを基本理念としてまちづくりに努めるものとする。

- (1)人間の生命や尊厳についての認識を深めるとともに、すべての人権が尊重されること。
- (2)だれもが個性や意欲、能力を生かしながら自己実現を図ることのできる豊かな人権文化があること。
- (3)市民の参加・参画・協働をすすめること。
- (4)独自性があること。

(市の役割)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施にあたって、人権尊重の観点に立つとともに、人権施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、市とともに人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、互いに人権を尊重するとともに自ら人権意識の高揚に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第5条 市は、市民、事業者、公共的団体および関係行政機関等と連携を図りながら、人権尊重のまちづくりを推進する体制の充実に努めるものとする。

(審議会への諮問等)

第6条 市長は、人権尊重のまちづくりに係る施策について必要がある場合、大東市人権擁護施策推進審議会条例(平成12年条例第1号)に規定する大東市人権擁護施策推進審議会に諮問をすることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- **大東市 差別撤廃・人権擁護都市宣言**
(1992(平成4)年12月宣言、2001(平成13)年3月一部改正)

基本的人権の享有は、何人にも保障された永久の権利であり、人類普遍の原理として、日本国憲法にも明確に定められています。

しかし、今なお、部落差別、男女差別、障害者差別、民族差別など、さまざまな人権侵害があとを絶ちません。

私たち一人ひとりが、自らの人権意識を高め、人権尊重に徹するゆるぎない信念と決意のもとに、基本的人権の養護とあらゆる差別の撤廃をめざすことを確認し、ここに本市を「差別撤廃・人権擁護都市」とすることを宣言します。

● 大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例 (抜粋)(2021(令和3)年4月施行)

インターネットの普及は、私たちの社会に大きな恩恵をもたらしている一方、匿名性、不特定多数性等、その特性に起因して誤った情報や嫌がらせによる風評被害、悪口等を言いふらし他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシー侵害等が安易に行われ、いじめの温床となる等の問題が世界各地で深刻化している。

市民がインターネット上の誹謗中傷等による被害者にも行為者にもならないために、正しくインターネットを活用する知識と能力を身につけることが極めて重要である。また、被害者に寄り添い、被害者の視点に立った支援を行うことも必要不可欠である。

市民一人ひとりが、表現の自由に配慮しつつ、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関して、市の責務並びに市民及び議会の役割を明らかにするとともに、これらの施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等当該者の権利を侵害する情報(以下この項において「侵害情報」という。)、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信することをいう。

(2)被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。

(3)行為者 被害者を発生させた者をいう。

(4)インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(市の責務)

第3条 市は、被害者及び行為者を発生させないための施策並びに被害者を支援するための施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(議会の役割)

第5条 議会及び議員は、本条例の趣旨を理解し、市民の範となる行動に努めるものとする。

(連携協力)

第6条 市は、第3条の施策を円滑に実施するため、国、大阪府、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関と連携を図らなければならない。

(基本的施策)

第7条 市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1)市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (2)被害者の心理的負担の軽減を含めた相談支援体制の整備
- (3)前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

(インターネットリテラシーの向上)

第8条 市は、市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施するものとする。

2 市は、青少年に対する前項の施策を実施するに当たっては、学校教育と連携して取り組むとともに、就学前からの学びについて保護者の理解を得ながら取り組むよう努めるものとする。

(相談支援体制)

第9条 市は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担を軽減するため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1)相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- (2)専門的知識を有する者の紹介
- (3)前2号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項

2 市は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話やすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 市は、第1項の相談のほか、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者の相談を受けるものとする。

4 市は、被害者の相談支援に当たっては、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担を軽減するために必要と認める支援団体と連携して取り組むものとする。

(市民の理解の増進)

第10条 市は、誹謗中傷等の問題に関する市民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

国や大阪府、大東市のこれまでの部落差別に対する主な取組年表

● 国の取組等

年	内 容
1871(明治 4)年	太政官公布(いわゆる解放令)
1872(明治 5)年	戸籍法施行(いわゆる「壬申戸籍」)
1947(昭和 22)年	日本国憲法施行(基本的人権の尊重)
1948(昭和 23)年	(世界人権宣言:国連総会 宣言決議日 12 月 10 日は「人権デー」)
1960(昭和 35)年	同和対策審議会設置法施行
1965(昭和 40)年	同和対策審議会答申
1969(昭和 44)年	同和対策事業特別措置法施行(10 か年の時限法)
1975(昭和 50)年頃	(部落地名総鑑図書発覚)
1979(昭和 54)年	同和対策事業特別措置法延長(3 年間)
1982(昭和 57)年	地域改善対策特別措置法施行
1987(昭和 62)年	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行(地対財特法)(5 か年の時限法)
1992(平成 4)年	地対財特法一部改正(一部事業 5 年間延長)
1996(平成 8)年	地域改善対策協議会意見具申
1997(平成 9)年	地対財特法一部改正(一部事業 5 年間延長)
2000(平成 12)年	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行
2002(平成 14)年	地対財特法失効(33 年間の特別対策終了、以後一般対策事業で)
2016(平成 28)年	部落差別の解消の推進に関する法律施行 (全国部落調査図書:復刻版出版・販売の裁判所禁止仮処分)

● 大阪府の取組

年	内 容
1963(昭和 38)年	大阪府同和对策審議会設置 ※2002(平成 14)年大阪府同和問題解決推進審議会に改称
1985(昭和 60)年	大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例制定 ※2011(平成 23)年一部改正
1998(平成 10)年	大阪府人権尊重の社会づくり条例制定 ※2019(令和元)年改正
2001(平成 13)年	大阪府人権施策推進基本方針策定 ※2021(令和 3)年改正
2015(平成 27)年	差別のない社会づくりのためのガイドライン策定 ※2024(令和 6)年改訂
2022(令和 4)年	大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例制定 ※2023(令和 5)年一部改正)

● 大東市の取組

年	内 容
1969(昭和 44)年～ 2002(平成 14)年	国の特別措置法に基づく同和对策特別事業実施【国、大阪府と連携】 ※2002(平成 14)年法律失効
1992(平成 4)年	差別撤廃・人権擁護都市宣言
2001(平成 13)年	大東市人権尊重のまちづくり条例施行
2005(平成 17)年	大東市人権行政推進本部設置、大東市人権行政基本方針策定
2013(平成 25)年	人権啓発ネットワーク大東設立
2014(平成 26)年	啓発パンフ「同和問題を正しく理解：同和問題の解決のために」発行
2018(平成 30)年	大東市人権擁護施策推進審議会設置
2020(令和 2)年	人権に関する市民意識調査実施
2021(令和 3)年	大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例制定(議員提案)
2023(令和 5)年	大東市人権行政基本方針改定
2024(令和 6)年	大東市部落差別(同和問題)に関する市民意識調査実施 ※上記調査結果を踏まえた、新たな人権教育・啓発冊子の作成

あなたの疑問に答えます ～部落差別(同和問題)の解消をめざして～

発行年月:令和7年(2025)年3月

編集・発行:大東市 市民生活部 人権室

〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号

TEL:072-870-9063

FAX:072-872-2268

e-mail:j_seisaku@city.daito.lg.jp

印刷物番号

6-104

リサイクル適正 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます